

令和2年9月23日

鳥取県弓道連盟会員各位

鳥取県弓道連盟
会長 加藤速美
(公印書略)

10月以降の行事の開催可否について

仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は県弓連の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、県弓連の活動も9月行事まで、ビデオ審査を除いて中止しており、10月以降の行事についても開催可否の判断が求められています。

このたび、(公財)全日本弓道連盟から、10月以降の弓道事業について基本方針が出たことから、県弓連理事役員に調査票を送付し、県弓連の10月以降の行事について意見を求めました(集計結果は別添のとおり)。

その結果から、10月以降の行事については下記のとおり判断させていただきたいと思っております。

記

1 射会・大会について

- (1) 10月行事は周知および安全対策の徹底までの期間が短いため中止する。11月以降の行事は、一般のみの参加大会については、例年の開催状況を見ると参加人数が多くなると予想でき、感染防止対策は可能である。しかし、中高生と合同で実施する納射会、初射会、建国記念弓道大会は、密が避けられないことから、一般だけの参加との声もあったが、行事参加の公平性を考え、中止とする。
- (2) 国体選考射会については、国体の主催者である(公財)日本スポーツ協会および県の統括団体である(公財)鳥取県スポーツ協会から、選手選考は公正公平に実施するよう指示があり、同条件での記録会実施などが必要なため、参加者を来年度の国体に出場する意志がある者のみに限定し、感染防止対策を徹底したうえで実施する。
- (3) 齋木先生追悼射会は今年度にとらわれず、柔軟に実施日を決定することとし、無期限の延期とする。

2 地方審査・五段審査について

- (1) 審査は昇級・昇段を望む会員も多く、モチベーションの維持・向上も期待できる。また、高校生以下の式段以下受審に関しては、全弓連からビデオ審査のみの方針により、参段以上の受審者は数が限定され、感染防止対策も十分に実施できると考えられることから、予定通りの日程(11月1日および2月28日)で実施する。

- (2) 密を減らすため、ビデオ審査を大学生・一般の武段以下にも広げて実施する。
- (3) ビデオ審査をメインに実施することにより、審査日に都合が悪くても通常の稽古時に撮影が可能なため、多くの受審者に機会を与えることができる。
- (4) 地方審査とビデオ審査を同日に審査するのは難しいこと（審査員の不足等）から、ビデオ審査の審査日は地方審査と日程をずらして開催する。また、ビデオ審査は東西に分けず、一括して実施する。ビデオ審査の審査日（案）は11月29日（日）（教錬士会開催予定日）、2月11日（木）（建国記念弓道大会開催予定日とする。
11月は教錬士会に合わせて実施することで、審査方法の検証も同時に実施することができる。審査の得票は審査員に委嘱された者のみとする。
- (5) 五段審査は地方審査に合わせて開催し、午前を地方審査、午後を五段審査として実施する。ビデオ審査も実施するため、開催による赤字にはトータルではないと考えている。
また、五段受審者がいない場合は五段審査を実施しないため、県外審査員の派遣はない。
- (6) 審査の詳細はガイドラインおよび審査要項（後日作成）を確認。
- (7) 高校生参段以上の受審希望者はガイドラインのとおり、学校長が認めた場合にのみ受審許可する。

3 審査前講習会について

審査前講習会は密を避けられないため実施しない。

4 教錬士会について

- (1) 審査方法の検証をしたいとの意見もあることから、射技研修等は実施せず、密にならないよう感染防止対策を徹底し実施する。
- (2) ビデオ審査の査定と検証を実施する。

5 ジュニア育成講習会について

反対意見も多かったが、ジュニア育成講習会の実情は、県からの競技力向上予算を使用して東部地区で実施しているものであり、県弓連の一存で中止とすることができない。東部の中学校も大会等を制限しておらず、中体連も開催を望んでいることから、感染防止対策をしっかりと行ったうえで開催してもらう。

6 役員理事会、定期役員理事会および総会について

- (1) 役員理事会、定期役員理事会は開催意見が多かったため、実施する。ただし、書面開催または Skype、Zoom 等を利用したリモート開催とする。
- (2) 総会は次年度の予算、行事の決定、承認等の重要事項があるため、会場となる倉吉体育文化会館の会場は広く、密を防いでの開催が可能であることから原則として対面開催とする。ただし、新型コロナウイルスの感状況等によってはリモートでの開催としたい。

7 実施としている行事の開催・中止判断について

- (1) 中止する場合

①行事開催日が『鳥取県版新型コロナ警報』で、警報または特別警報の発令期間にあたった場合。

②行事に利用する施設が新型コロナウイルス感染防止のため、休館等で利用中止となった場合。

(2) 開催する場合

①行事開催日が『鳥取県版新型コロナ警報』で、注意報または発令されていない期間の場合。

②前日まで①のとおりで、当日に警報または特別警報に切り替わったが、施設が新型コロナウイルス感染防止のため、休館等で利用中止となっていない場合。

(3) 中止判断時の連絡について

県弓連の「鳥すぽ.net」および「Facebook」、メール等で迅速に周知する。

●10月以降の主要行事判断一覧

行事名	予定日	対応	理由
齋木先生追悼射会	未定	無期限延期	開催は今年度にもかかわらず、新型コロナの状況が落ち着いてから開催する日を柔軟に決定する
第34回国体記念弓道大会	10/4	中止	準備期間が短いため中止する
審査前講習会	10/18	中止	密を避けられないため中止する
第4回、第5回地方審査	11/1	開催	参段以上の審査とし、密が避けられるため実施する
第42回全弓連会長楯争奪射会	11/8	中止	行事参加の公平性を考え中止する
役員理事会	11/8	開催	理事会提案により、書面開催または Skype、Zoom 等を利用し、リモートで開催する
第1回国体選手選考射会	11/16	開催	公平公正な記録会の実施が必要なため、来年度国体に出場する意志のある者に限定し実施する
地域社会指導者研修会	11/21,22	中止	主催の県立武道館から中止連絡あり
教錬士会	11/29	開催	ビデオ審査と合わせて開催
第3回ビデオ審査（東西合同）（案）	11/29	開催	地方審査との同時開催が難しいため、教錬士会と合わせて開催
ジュニア育成講習会（毎週土曜日）	12/5～	開催	東部地区で実施
第2回国体選手選考射会	12/13	開催	公平公正な記録会の実施が必要なため、来年度国体に出場する意志のある者に限定し実施する
県弓連納射会	12/27	中止	密が避けられないことと、行事参加の公平性を考え中止する
県弓連初射会	1/10	中止	密が避けられないことと、行事参加の公平性を考え中止する
建国記念弓道大会	2/11	中止	密が避けられないことと、行事参加の公平性を考え中止する
第4回ビデオ審査（東西合同）（案）	2/11	開催	地方審査との同時開催が難しいため、中止する建国記念弓道大会の日を審査日としてあてる
県弓連定期理事会	2/14	開催	書面開催または Skype、Zoom 等を利用し、リモートで開催する
第3回国体選手選考射会	2/21	開催	公平公正な記録会の実施が必要なため、来年度国体に出場する意志のある者に限定し実施する
審査前講習会	2/27	中止	密を避けられないため中止する
第6回地方審査	2/28	開催	参段以上の審査とし、密が避けられるため実施する
スポーツ表彰・県弓連定期総会	3/14	開催	次年度の予算、行事承認等の重要事項の承認が必要であり、部屋の広さから密も避けられると考えられる コロナの状況によってはリモートで開催する
第4回国体選手選考射会	3/21	開催	公平公正な記録会の実施が必要なため、来年度国体に出場する意志のある者に限定し実施する